

2018年5月30日
司法研究科

関西学院大学大学院司法研究科教育課程連携協議会内規

(設置)

第1条 関西学院大学大学院司法研究科（以下「司法研究科」という。）に教育課程連携協議会（以下「連携協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 司法研究科は、法曹界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、連携協議会を設けるものとする。

(事業)

第3条 連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、司法研究科長に意見を述べるものとする。

- 1 法曹界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- 2 法曹界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項
- 3 司法研究科長が提案する事項
- 4 その他構成員が提案する事項

(構成員)

第4条 連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 1 司法研究科長 1名
- 2 司法研究科副研究科長 2名
- 3 司法研究科長補佐又は司法研究科長室委員 2名
- 4 近畿弁護士会連合会関係者 1名
- 5 兵庫県弁護士会関係者 1名
- 6 関西学院法曹弦月会関係者 1名
- 7 兵庫県連携協力自治体関係者 1名
- 8 関西で活動する企業・団体関係者 1名
- 9 本学の教員その他職員で司法研究科長が必要と認める者 若干名
- 10 本学の教員その他職員以外で司法研究科長が必要と認める者 若干名

(運営)

第5条 連携協議会は、司法研究科長が招集する。

- 2 連携協議会の議長は、司法研究科長が務める。
- 3 連携協議会は、司法研究科長が必要と認めた場合及び前条に規定する者の3分の1以上の要請

があった場合に開催する。

(部会)

第6条 連携協議会は、専門的な事項を審議するため部会を設けることができる。

(任期)

第7条 構成員の任期は、以下のとおりとする。

- 1 構成員の任期は、4月1日から起算して1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期途中で欠員が生じた場合は、新たに構成員を補充することができる。その場合の任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 この内規に関する事務は、司法研究科が行う。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、司法研究科教授会で行うものとする。

附 則

この規約は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。